

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所（以下「本研究所」という。）における公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通常監査」とは、監査を実施する年度において、本研究所に所属する研究者が研究代表者及び研究分担者として交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とした、通常の監査をいう。
- (2) 「特別監査」とは、通常監査を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象とした、特別の監査（書類上の調査に止まらず、実際の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査）をいう。

(監査員)

第3条 監査員は理事長が任命した若干名の職員とし、副理事長を監査責任者とする。

- 2 監査員は、監査を行うに当たり、どのような制約も受けることはない。
- 3 理事長が特に必要があると認めるときは、監査員以外の者を特別監査員に指名して、監査に協力させることができる。

(監査方法と実施)

第4条 監査の方法は以下のとおりとし、年1回以上実施することとする。

(1) 通常監査

直接経費の管理状況の確認を各種申請書、信憑等の書類確認により監査する。監査の結果、公的研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究者及び関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 特別監査

通常監査に加えて、物品の納品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、監査員が必要と判断した場合は、研究者及び関係者へのヒアリングを行うことができる。

(実施の通知)

第5条 監査員は、監査の実施にあたり、原則として監査対象者に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を事前に通知するものとする。

(監査員の権限)

第6条 監査員は監査対象に対し、資料の提出、事実の説明その他必要事項の報告を求めることができる。

- 2 監査対象は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 監査員は、必要に応じて本研究所外の関係者に監査内容の照会、又は事実の確認等を行うことができる。

(監査協力の義務)

第7条 監査対象は、監査が円滑かつ効果的に行われるよう、積極的に監査に協力しなければならない。

(遵守事項)

第8条 監査員は監査を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正かつ不偏の態度を保持しなければならない。
- (2) 知り得た情報を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。
- (3) 監査対象の業務等について、指示又は命令してはならない。

(監事及び会計監査人との関係)

第9条 監査員は、監査を行うに当たり、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事との連携を強化し、必要な情報提供等行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方について、定期的に意見交換を行う。

(結果報告)

第10条 監査結果は監査員が監査責任者に報告する。監査責任者は、最終的な監査結果を理事長に報告する。

(是正又は改善措置)

第11条 理事長は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、統括管理責任者及び研究代表者に対し、必要な措置を講じるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めるものとする。

2 理事長は、前条に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該科研費の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。

3 理事長は、前項に掲げる場合においては、当該内容を任命権者に通知しなければならない。

4 理事長は、研究代表者が所外の者である場合には、内部監査の結果等について情報提供するものとする

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

平成20年8月1日改訂

附則

平成23年4月1日改訂

附則

平成27年3月1日改訂

附則

令和3年4月1日改訂